

# 輪之内町立小学校 ネットワーク利用のルール

## 1 コンピュータ（タブレット）の利用について

- ① 輪之内町で決められた「タブレット活用のルール」を守りましょう。
- ② コンピュータは、町から貸し出されたものです。システム（コンピュータの内容）などをつけて変えてはいけません。
- ③ コンピュータのこしょうに気がついたときは、すぐ先生に言いましょう。
- ④ コンピュータはほこりに弱いので、けしゴムのかすがあるところで使うことはやめましょう。
- ⑤ 他人のデータを無断でコピーや改変をしたり、市販のソフトを学校のコンピュータにインストールしたりしてはいけません。
- ⑥ ネットワークにつながったコンピュータの電源を切るときは、使っていたソフトやシステムを終わらせてからにしましょう。
- ⑦ 使っているときに、異常や問題がおきたときも、すぐに電源を切ったりしないで先生に知らせましょう。
- ⑧ 自分のID、パスワードを使いましょう。ID、パスワードは他人に教えてはいけません。

## 2 インターネットの利用について

- ① インターネットを利用するときは、目的をはっきりさせてから使うようにしましょう。
- ② ホームページの写真やイラストには著作権があります。かってにコピーしてはいけません。
- ③ 音や写真などのデータは、先生に知らせて許可をもらってから呼び出すようにしましょう。
- ④ ホームページを印刷したい場合は、必要なページのみ、先生にお願いして印刷してもらいましょう。
- ⑤ 他人の悪口や、不愉快になるようなホームページがあったときは、先生に知らせましょう。
- ⑥ 有料のページを見ることや、インターネットで買い物などをすることは、してはいけません。
- ⑦ タブレットを使用した記録や、閲覧したページの記録は残ります。トラブルなどがあつたときは、確認することがあります。

### 3 ホームページの作成さくせいについて

- ① ホームページさくせいを作成するときは、先生せんせいの指示しじにしたがっておこないましょう。
- ② 次のことつぎはホームページさくせいにのせてはいけません。
  - ・自分の住 所じぶん じゆうしょや電話番号でんわばんごう
  - ・だれの写真しやしんかがわかる（名前なまえ）のようなもの
  - ・家いえの人にゆるしをもらえなかったもの
  - ・ほかの人ひとの悪口わるぐちや、見た人みが不愉快ふゆがいになるもの
  - ・特定とくていの宣伝せんでんになるもの
  - ・著作権ちよさくけんなどの権利けんりを侵害しんがいするもの  
(マンガのキャラクターなど)
- ③ できあがったホームページさくせいは、文章ぶんしやうの内容ないようをよく見直みなおしてから先生せんせいに登録とうろくしてもらいましょう。

### 4 その他た たいせつ（大切なこと）

- ① ネットワークでは、コンピュータのむこうに人ひとがいることをわすれないでください。
- ② トラブルせんせいがおきたときは、かならず先生しに知らせましょう。
- ③ やくそくまもが守れないときは、コンピュータやインターネットりよう いちじの利用を一時やめてもらうことがあります。